

新宿区教育委員会会議録

平成26年第8回定例会

平成26年8月1日

新宿区教育委員会

平成26年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年8月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時53分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課 調整主査	高 橋 美 香	教育調整課 管 理 係	高 橋 和 孝
---------------	---------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 38 号議案 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）に関する意見聴取について
- 日程第 2 第 39 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 40 号議案 平成 27 年度使用新宿区立小学校教科用図書採択について
- 日程第 4 第 41 号議案 平成 27 年度使用新宿区立中学校教科用図書採択について
- 日程第 5 第 42 号議案 平成 27 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書採択について

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

◎ 第38号議案 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）に関する意見聴取について

◎ 第39号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第40号議案 平成27年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第41号議案 平成27年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第42号議案 平成27年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第38号議案 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）に関する意見聴取について」、「日程第2 第39号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第40号議案 平成27年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第4 第41号議案 平成27年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第5 第42号議案 平成27年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題とし、1件ずつ説明を受け、審議するものとします。

それでは、第38号議案の説明を事務局からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第38号議案 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）に関する意見聴取について、御説明いたします。

第38号議案については、子ども・子育て支援法が施行となる平成27年4月1日から新制度

が新たに始まることに伴い、幼稚園、こども園及び保育所が特定教育・保育施設に、また保育ルームや家庭的保育事業が特定地域型保育事業に位置づけられることとなります。また、従来の財政措置では、幼稚園、こども園、保育所に対して、異なる財源のもと、個別の教育費として施設への経費や保護者への就園奨励費、保育料補助金等が支給をされてきましたが、新制度では施設型給付費という共通の給付に一本化し、区市町村が経費や助成を行うこととなります。

なお、私立幼稚園は特定教育・保育施設として、施設型給付費の支給を受けるかどうかを選択することができ、施設型給付費の支給を受けない場合は、従来の就園奨励費、保育料補助金等による財政措置を受けることができます。加えて、施設型給付の対象となる幼稚園、こども園、保育所の利用を希望する保護者は、利用のための認定を区市町村に申請をし、区市町村は就学前の子どもの年齢や保護者の状況に応じて、3つの区分に認定することとなります。3つの区分については、1号から3号までございまして、こども園及び幼稚園を利用する3歳から5歳までの学校教育を対象とする1号認定、こども園及び保育所を利用する3歳から5歳までの保育の必要性があるものを2号認定、こども園、保育所、地域型保育を利用するゼロ歳から2歳までの保育の必要性があるものを3号認定として、それぞれ認定を行うといったものでございます。

今回は、新たな制度の実施に向けて、子ども・子育て支援法に基づき、運営基準を条例で定めることになったため、区長部局で幼稚園を含めて一括して条例を制定することから、教育委員会に意見聴取が区長より求められているものでございます。

それでは、第8回教育委員会定例会議案概要をごらんください。

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、新宿区における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

制定の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、区市町村が条例で定めることとされたためでございます。

制定の内容は、1として利用定員について、子ども・子育て支援法に掲げる区分ごとに定めることとなります。

2として、運営に関する事項について、内閣府令で定めるものとして、保育の提供内容及び手続の説明、保育の提供の開始に係る利用者の同意などがございます。

3として、その他特定教育施設の運営に関する事項ですが、内閣府令で定める基準を参酌

し、定めるものとして、受給資格等の確認があります。

施行期日は、法の施行日でございます、平成27年4月1日になります。

それでは、第38号議案をごらんいただけますでしょうか。1枚おめくりいただきますと、制定する条例案がございます。

議案概要で、先ほど御説明、記載している内容の主なところを御説明いたします。

中段、第1章、総則です。

第1条は、条例の趣旨で、子ども・子育て支援法に基づく条例で、運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条は、条例で使用する用語の定義です。

1枚おめくりいただいて、見開き右側の部分の中段になりますが、第2章については、特定教育・保育施設の運営に関する基準で、第1節は利用定員に関する基準でございます。

第4条の利用定員ですが、第2項で、特定教育・保育施設における認定こども園、幼稚園、保育所の区分に応じて、小学校就学前の子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとしてございます。

そのページの下の方になりますが、第2節は運営に関する基準でございます。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意になりますが、利用の申し込みを行った保護者に対して、職員の勤務体制、利用者の負担などを記載した文書を交付して説明するとともに、保育の提供開始について利用申込者の同意を得るとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、見開き右側の中段、第6条は、特定教育・保育施設が利用申し込みを受けたときに、利用申込者に対して、正当な理由がなければ、これを拒んではならない旨の規定となっております。

また、1枚おめくりいただきまして、見開きの左側部分ですが、第7条については、特定教育・保育施設が、その利用について区が行うあっせん及び要請に対して、できる限り協力しなければならない規定でございます。

その下、第8条は、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証により、受給資格等の確認を行うものでございます。

また、その下、第9条は、特定保育施設が支給認定を受けない保護者から利用の申し込みがあった場合は、必要な援助を行うものでございます。

そのほか、右側に小学校等との連携、また教育・保育の提供の記録などの規定がございます。

また、2枚おめくりいただきまして、第20条では、特定教育・保育施設が、施設の運営についての重要事項に関する規程である運営規程、これを定めることとし、運営規程の内容を1号から11号まで明記されてございます。施設の目的や運営の方針などとなっております。

そのほか、虐待等の禁止、秘密保持の対応、苦情への対応、地域との連携等といった項目が条文に載っております。

また、第3章では、保育ルームや家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の運営に関する基準が定められてございまして、特定教育・保育施設のように利用定員や運営に関する基準が設けられているところでございます。

こちらの条例、提案理由については、新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

説明は以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

第38号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 今回の条例の趣旨は、子ども・子育て支援法によって、幼稚園教育と保育が個人の権利として保障される観点から、共通の仕組みでの個人への公的給付制度が導入されるということに伴ってのものだと理解します。そして、内容的には、この制度によって幼稚園、保育所などに係る給付が、保護者自身が個人としての認定を受けることが必要になるし、また施設としても認定を受けることが必要になる。認定されて特定教育・保育施設、幼稚園などはそういうものになるということで、施設の認定が今度の制度では、例えば区が内閣府の定める基準に従って基準をつくり、それに基づいて各施設を認定していくという仕組みになるわけで、そのための基準を条例で制定をするということだと思います。我々の場合には、公立幼稚園を所管しているということですので、その観点から区長に意見を述べるかどうかということが課題になっているわけです。

そこで、今、条例の内容の御説明がありましたけれども、私の理解を繰り返させていただくと、第3条のところでは基準の前提となる一般原則というようなことがありまして、適切な環境の確保であるとか、子どもの意思、人格の尊重、関係機関との連携の確保、職員体制の整備などということが書かれてありまして、これも適切だと思いますし、第2章では、特定教育・保育施設についての運営の基準が、条文ごとに具体的な項目が規定をされるということになっております。利用、経緯、内容等の説明、同意など、第4条から第36条まで内閣府

令の内容に即してきちんと規定をされているということでございまして、区の基準としては適当ではないかと思われました。この条例案で進めていただいでよろしいと思います。条例に対しての意見というのは、そういうことでございます。

それと、あわせてせつかくの機会ですので、この基準自体はそういうことできちっと整理をされて、用意をされていると思いますけれども、この新制度の導入に伴って、公立幼稚園の保護者が支払う実際の保育料などに対して、何か影響が出てくるのかどうか、あるいは保険料にかかわらず、制度導入に伴って何か変わるところがあるのか、お伺いします。

恐らく予算にかかわることですので、国の予算編成のいかんにもよると思います。今まさに国のほうでは、概算要求など、これからという段階ですので、まだはっきりしたことは決まっていないかとも思いますけれども、今予想される範囲でどういうことが考えられるのかというようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○**学校運営課長** この新制度により、区立幼稚園の保育料等に影響を及ぼすかという御質問でございますけれども、区立幼稚園の保育料については特に影響を及ぼさないと考えます。1つ大きく変わりますのは、先ほど説明もありましたし、委員からもお話がありましたように、新たに認定制度が加わるということで、その認定制度につきましては、国のほうも保護者の負担が過重とならないようにということありますので、国の考え方としても、まず幼稚園に利用申し込みして、内定を受けた段階で認定申請をしていただき、それを受けまして、区から認定証をお送りして、それから幼稚園との入園の手続をする。そういった認定という制度が、今回、大きく変わる部分でございます。

○**白井委員長** ほかに御意見、御質問ございますか。

○**松尾委員** 今回の条例案は、比較的一般的な事項について制定されているように思いますが、その実態としては、この条例の適用範囲となる施設はどのようになるのでしょうか。新宿区内にある施設なのか、それとも新宿区に在住する保護者のお子様を通う施設なのか、御説明いただけますか。

○**学校運営課長** この適用範囲につきましては、区内に設置されております区立、私立の幼稚園、保育園等でございます。私立幼稚園で区外に通園されている方につきましては、その園が存在する自治体のほうで同じような運営基準の条例をつくりまします。この適用範囲はあくまでも区内でございます。

○**松尾委員** それは、条例のどこを読めばわかりますか。

○**学校運営課長** 新宿区の条例でございますので、この適用範囲としては、区内に存在する範

困だということでございます。

○松尾委員 そうしますと、これはその施設、施設を対象とする条例であるので、その施設の所在地が新宿区であるということが、暗黙の了解としてこの条例には含まれていると、そういうことでしょうか。

○学校運営課長 条例名もございますように、特定教育・保育施設ということで、今、委員おっしゃいましたように、施設を対象としているというところでございます。

○松尾委員 保護者あるいはお子様についての規定というものも、あくまでその施設を通じて行うという前提であるわけですね。そうしますと、その新宿区内にある施設で他区から通っていらっしゃるお子さんがいる場合には、どのような扱いになるのでしょうか。

○学校運営課長 特定教育・保育施設に通われる区外のお子様は、その施設で、この運営基準でしっかりとした基準で保育、教育を行っていくということですので、そこに通われる区外の方は、施設が対象ということで、間接的に適用ということにはなりません。

○松尾委員 その点については、保護者の側から見たときに、この条例ができる前と後で変化はありますか。

○学校運営課長 今回の新制度におきまして、国が特定教育・保育施設についての統一的な基準、従うべき基準、それから参酌基準というものを定めましたので、今まではそれぞれの自治体なり、また施設において、このような基準はありますけれども、これを今回の新制度でしっかりとした子ども・子育てをやっていくという趣旨のもとにつくられていますので、そこら辺がしっかりと法的にも担保されていくということでございます。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第38号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第39号議案の説明を事務局からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第39号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について、

御説明いたします。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場や地域における子育てしやすい環境の整備を目的に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等が改正をされまして、そのうち、ひとり親家庭に対する支援施策の充実のために、児童扶養手当法が改正をされました。

このことによりまして、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の児童扶養手当法を引用する条文の条項が4条から13条に、児童扶養手当法が変更になってございまして、それに合わせた条項に係る規定整備といったものでございます。

それでは、議案概要をごらんください。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行による児童扶養手当法の一部改正に伴い、引用条項の規定を整備するものでございます。

改正内容は、附則第4条及び第5条で引用する児童扶養手当法の条項を改正するもので、施行期日は26年12月1日でございます。

それでは、議案をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、条例の新旧対照表がございます。

第4条、障害補償年金前払一時金の7項、中段よりやや下のほうになりますが、下線を引いてある部分でございます。「第4条第3項第2号ただし書」を「第13条の2第2項第1号ただし書」に改正するとともに、また1枚おめくりいただきまして、第5条の遺族補償年金前払一時金の第5項、下線部になりますが、「第4条第2項第2号ただし書」及び「第3項第2号ただし書」を「第13条の2第1項第1号ただし書」及び「第2項第1号ただし書」に改正し、規定を整備するものでございます。

提案理由につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行による児童扶養手当法の一部改正に伴い、引用条項の規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

第39号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

議案としては、規定整備ということなので、よろしいでしょうか。

[いいですの発言]

○白井委員長 それでは、御意見、御質問がないので、討論及び質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案の説明を事務局からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第40号議案 平成27年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

当教育委員会は、7月16日に小学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる全ての教科用図書の調査検討結果について答申を受け、同日、7月18日及び7月23日と3回にわたり協議を重ねていただきました。

そして、審議委員会の調査結果をもとに十分な協議を行い、本区の学校、児童の実情を十分配慮して、公正かつ適正に種目ごとに採択候補の教科用図書を1者に絞り込んでいただいたところでございます。

前回までの協議において、採択の候補となる教科用図書を当委員会として1者に絞り込んだ理由を、本日、資料としてまとめておりますので、教育指導課長から説明させていただきます。御確認のほど、よろしくをお願いいたします。

○教育指導課長 前回までの臨時会で、委員の皆様には、さまざまな視点から活発な御議論をいただきました。ありがとうございました。

採択絞り込み理由の説明の前に、臨時会の際に委員から理科の調査委員長に、教科書に示された試験管を熱するときの図や写真について、試験管の傾きが大きいけれども、安全面から問題がないのかという御質問をいただきました。

理科の調査委員長から、その質問への具体的な回答がございましたので、私から初めにお伝えさせていただきたいと思います。

試験管を立てて熱するよりも、ある程度傾けることで、炎と触れる面積は広くなり、突沸を防ぐことができるようになります。したがって、スタンドなどで固定して熱する場合には、できる限り試験管を傾けて熱したほうが安全であることから、試験管の傾きが大きい図や写真が教科書に示されているということでしたので、理科の委員長からの報告をお伝えさせていただきます。

では、採択絞り込み理由の説明に移らせていただきます。

この資料は、論議の根拠となった教科の目標、学習指導要領改訂の要点、採択候補として教科用図書を選り込んだ理由を示したものでございます。平成27年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択候補となりました種目、教科用図書名、そしてその絞り込み理由について幾つかを御説明いたします。

資料をおめくりください。

初めに、国語、光村図書出版。主な絞り込み理由は、学習目標が適切に示されており、学習を焦点化できるように工夫されている。自分の感じたことについて話し合うという言語活動は、互いの考えを交流するという改訂の趣旨に合っているというものでございます。

続きまして、書写、光村図書出版。主な絞り込み理由、実生活とのつながりを意識して構成されており、手紙の書き方やメモのとり方など、具体例を丁寧に取り扱っている。高学年の毛筆指導で取り上げられている文字には、3文字、5文字のものがああり、児童が文字の配列等を考えて適切に書くことを意識した構成になっている。

続いて、社会、東京書籍。主な絞り込み理由、問題解決的な学習の流れで教科書が構成されており、一人一人の児童がじっくり考えられる工夫がある。写真がきれいであり、効果的に実物投影機を活用した授業を行うことができる。

続いて、地図、帝国書院。主な絞り込み理由、東京都及びその周辺地域についての資料が充実しており、東京都の学習を行う中学年で効果的に活用することができる。日本の国土（領空や海域）のことがわかりやすく示されている。

続いて、算数、東京書籍。主な絞り込み理由、学習の進め方がスモールステップで示されており、算数の不得意な児童にとっても理解しやすい構成である。ポイントがわかりやすく提示されているため、保護者が家庭で教える際に活用しやすい。

続いて、理科、大日本図書。主な絞り込み理由、最初の見開きのページで、当該学年においてどのような視点で学習を進めていくのかが示されているので、児童が学習の見通しを立てやすい。問題解決学習の過程に沿った構成となっており、学習を進めやすい。

続いて、生活、東京書籍。主な絞り込み理由、挨拶や手洗い、うがいなど児童の自立を重視した視点で構成されている。植物の成長について、種、花、実の写真が連続して見られる工夫があり、わかりやすい。

音楽、教育芸術社。主な絞り込み理由、目次がわかりやすく、学習の見通しを持つことができる。リコーダーの演奏方法について、写真を効果的に活用したり、演奏する姿勢を示し

たりするなど、児童にとってわかりやすい。

続いて、図画工作、日本文教出版。主な絞り込み理由、学習のねらいを明確に示すことは、学習効果が高まるだけでなく、教員の指導について焦点化を図ることができる。児童の生き生きとした活動の様子が写真で示されているため、児童の意欲的な活動につながりやすい。

続いて、家庭、開隆堂出版。主な絞り込み理由、家族の関係が希薄化する中で、一緒につくったり、食べたりすることを大切にしており、家族のつながりや家庭生活を意識した内容が充実している。巻末に索引があり、資料として活用を図ることができる。

続いて、保健、東京書籍。主な絞り込み理由、学習したことを書き込む形式は、児童が主体的に学習に取り組みやすい構成となっている。地域安全マップについて解説が丁寧であり、全校で安全マップをつくっている本区の実態に即している。

以上でございます。

○白井委員長 採択の候補となる教科用図書を、当委員会として1者に絞り込んだ理由は、今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

異議ありませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育調整課長 それでは、議案第40号の説明を続けさせていただきます。

1者に絞り込みました採択の候補となる教科用図書について、前回の臨時会で教育長に議案としてまとめるように御指示をいただき、それをまとめましたが、1ページの採択候補の教科用図書の一覧でございます。種目ごとに採択候補の教科用図書を掲げた表になってございます。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第5項並びに第14条の規定に基づき、区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○白井委員長 説明が終わりました。

第40号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見はございませんか。臨時会で審議を尽くした結果ということで、よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

○白井委員長 それでは、討論及び質疑を終了します。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○松尾委員 1点、中身のことでないのですが、絞り込み理由の文章ですけれども、各種目で教科の目標があつて、その下に改訂の要点とありますけれども、改訂というのは、前回、4年前のときに新学習指導要領に改訂して切りかわったもので、今回は学習指導要領の改訂はないわけですので、ですからここは何年度の改訂であるとかの説明がないと、これだと少しわかりにくいと思ひました。あるいは改訂というより、現行の指導要領の要点ですとか、そのように説明していただくほうがよいのではないかと思ひのですが。

○教育指導課長 この資料に示しました改訂の要点というのは、教科書の改訂ではなくて、おっしゃるとおり学習指導要領の改訂、つまり平成22年度に採択したときの改訂の要点を示してございますので、ここに学習指導要領改訂の要点というふうに、言葉をつけ加えるということも可能でございますが、そのようにしてよろしいでしょうか。

○松尾委員 今はそういう了解のもとでやっておりますけれども、将来この資料を見たときに、この改訂の要点という意味がわかりづらくなると思ひますので、もう少しどこかにわかるような記述があつたほうが、望ましいのではないかと思ひのですが。

○教育指導課長 わかりました。それがわかるような表記に、少し見直しをしたいと思います、よろしいでしょうか。

○白井委員長 では、今は提案として、これの改訂の要点のところを、学習指導要領改訂の要点という形の表現に直して、今提案をするということですか。

○教育指導課長 そのように改めさせていただければと思ひます。

○白井委員長 委員の皆さんの御意見として、それでよろしいでしょうか。

○羽原委員 提案理由のところ一言加えれば、各教科書、各項目に書き添える必要はないのではないですか。趣旨は、簡単に言えばわかっているわけですから、提案理由のところ一言添えることがあるならやればよいのではないですか。

○今野委員 中身はそういうことで、前回の学習指導要領と比べて、こういうところが改訂されて今のものになっている、それに配慮しながら様々な審査をしたということで、自明のことだと思ひます。発表もあるわけで、口頭で確認的に伝われば、特に資料そのものを今変えるところまでは要らないのではないのでしょうか。

○教育指導課長 そのような御意見もいただきましたので、この教育委員会の中で、そのような確認がなされたということであれば、資料はこのままで進めさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○松尾委員 それで結構です。

○白井委員長 いいですか。

では、再度、諮ります。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 それでは、第40号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案の説明を事務局からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第41号議案 平成27年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

平成27年度に使用する中学校教科用図書については、法令の規定により平成24年度に採択したものと同一のものを採択するものとされております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされています。そして、この政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められています。前回は平成24年度に使用する教科用図書について採択がえを行いましたので、平成27年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するものでございます。議案は、平成24年度に採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第5項並びに第14条の規定に基づき、区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○白井委員長 説明が終わりました。

第41号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

では、第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案の説明を事務局からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第42号議案 平成27年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、御説明いたし

ます。

初めに、議案の2枚目と3枚目をごらんください。

こちらは、文部科学省検定済み教科書の採択候補になります。区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済み教科書については、区立小中学校と同じものを採択することとされています。こちらの一覧は、区立小中学校で採択したものと同一となっております。

次に、文部科学省著作教科書及び一般図書についてでございます。

お手元の議案の4枚目と5枚目の裏面が、文部科学省著作教科書の一覧でございます。また、6枚目以降が東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧でございます。

また、この議案のつづりの最後の2枚が、一般図書のうち拡大教科書の一覧でございます。

特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度、種目ごとに採択することとされています。文部科学省著作教科書については、文部科学省から毎年出される教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書については東京都教育委員会から出された平成27年度用特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、議案第40号及び第41号で採択いただきましたものと同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たっては、文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から、7月15日に教育委員会宛てに答申が出されてございます。

なお、各学校が使用する一般図書については、各学校に対し、事前に希望調査を行いました。都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はございませんでしたので、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はございませんでした。この審議委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、その全てについて使用が適当であるとの答申をいただいております。

この議案の提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第5項並びに第14条の規定に基づき、区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○白井委員長 説明が終わりました。

第42号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 直接教科書についてではなく、参考までにお伺いしたいのですけれども、発達段階A、B、Cとありますが、これは、具体的じゃなくても、大まかにどのような段階分けをされているのか教えてください。

○統括指導主事 教育支援課、統括指導主事でございます。

こちらの各ページの、例えば生活であると発達段階Aという、そういう記載についての御質問かと思いますが、そちらの記載は一般図書を教科書で使用する場合、児童・生徒が、その発達状況が多様多様であるということから、どの発達段階に適するかということの参考ということを示されているものでございます。

A段階は、話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の分別が可能な段階にあるもの。それから、B段階は、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念がわかる段階にある。それから、C段階は、簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるということで、A、B、Cの段階を追うごとに、発達段階としては徐々に上がっていているというように捉えていただければと思います。

この段階は、生活だけではなくて、どの教科にも当てはまるとお考えいただければと思います。

○菊池委員 わかりました。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

○松尾委員 ただいまの発達段階の説明はそれとして、一方、年次進行で、例えば算数であれば足し算から始まって掛け算と、だんだん難しいことを学んでいくわけですがけれども、その意味での進捗の関係というのは、どのようにここでは捉えられているのですか。

○統括指導主事 学習内容の進捗と、その発達段階との関係で、教科書をどういうふうに扱っていくかということでしたけれども、区立の特別支援学級は大まかに分けて、基本的には通常の一般の学校に設置されている特別支援学級ということなので、文部科学省の検定済みの教科書ということが、選択肢の一つとしてあるわけで、その中でも、例えば小学校3年生であれば、3年生の教科書ということが1つの選択にはなるわけですが、発達段階として3年生では難しいというように判断された場合は、2年生の教科書を使っていくというようなことも可能になっていますので、文部科学省の検定教科書の中の、その段階で1年前の教科書にする、さらには文部科学省の著作教科書、一般図書というような、そういう段階で分かれているというように捉えていただければよろしいかと思います。

○松尾委員 そうしますと、この一般図書として挙げられているものについては、具体的にはどのような形で使用されることが想定されているのですか。

○統括指導主事 例えば、Aの段階にあるという児童・生徒を想定した場合は、話し言葉はないが、物事への興味・関心が出始めているようなことの発達段階というふうに捉えられるわけですので、その本を示して、そこで身につけさせたい事柄を示しながら学ばせていくというような活用と捉えていただければと思います。

○松尾委員 そうしますと、同じ発達段階の中でも、その学年に応じて、あるいはその進度に応じて取捨選択をして、適切なものを選んで使用していくという理解でよろしいですか。

○統括指導主事 採択につきましては、障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしいものを採択するということですので、その観点から採択をしていくというようになります。

○松尾委員 教育現場で、今、採択しようとしている図書をどうやって活用していくかということについてが質問の趣旨なのですが、つまり、そういうことに適切な書籍が、それぞれ含まれているかどうかということが、質問です。

○統括指導主事 その活用に適切なものが、この中に含まれていると捉えていただければと思います。それを全てまとめた結果が、今回お示しした内容になっています。

○松尾委員 つまり、一般図書に関する資料については、その発達段階については明記されていますが、その進度については特に明記されておきませんので、そこをちょっとお聞きしたかったのですが、それについては必要な、適切なものが十分に含まれていると、そういうことですね。わかりました。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。
よろしいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。
第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議事を終了いたします。

○白井委員長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何か報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○白井委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会いたします。

午後 2時53分閉会